

## 受配者指定寄付金のお手続き方法について

### 1. 受配者指定寄付金とは

法人様からのご寄付につきましては、受配者指定寄付金制度をご案内しております。この制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という）を通じて寄付者様（法人様）が本学を受配者として指定してご寄付をいただくものです。この制度の特徴として、寄付金額の全額を損金として算入することが出来ることが挙げられます。

### 2. お手続きの方法

- ①以下の書類を、学校法人東成学園 昭和音楽大学 総務部 財務・経理課宛にご送付ください。（ご持参される場合には予めご連絡をお願いいたします。）

§ 寄附申込書（様式1-1） ※ダウンロードは [こちら](#) から可能です

※申込書にあわせましてご寄付をご担当される担当者様のお名刺等を1部お送りください。（本学から事務連絡等する際に使用させていただきます。）

- ②本学にて申込書を確認させていただきましたら、本学担当者より貴法人ご担当者様へ連絡をさせていただきます。以下の金融機関口座へ寄付金をお振込みください。

りそな銀行 新百合ヶ丘支店 （普通） No.1426326

口座名義 がっこうほうじん どうせいがくえん 「学校法人東成学園」

- ③寄付者様からのご入金を確認しました後に、本学から私学事業団へ寄付金を送金いたします。その後、私学事業団が発行する「寄付金受領書」を寄付者様へお送りいたします。この寄付金受領書は法人税申告時に必要となりますので大切に保管いただくこととなります。

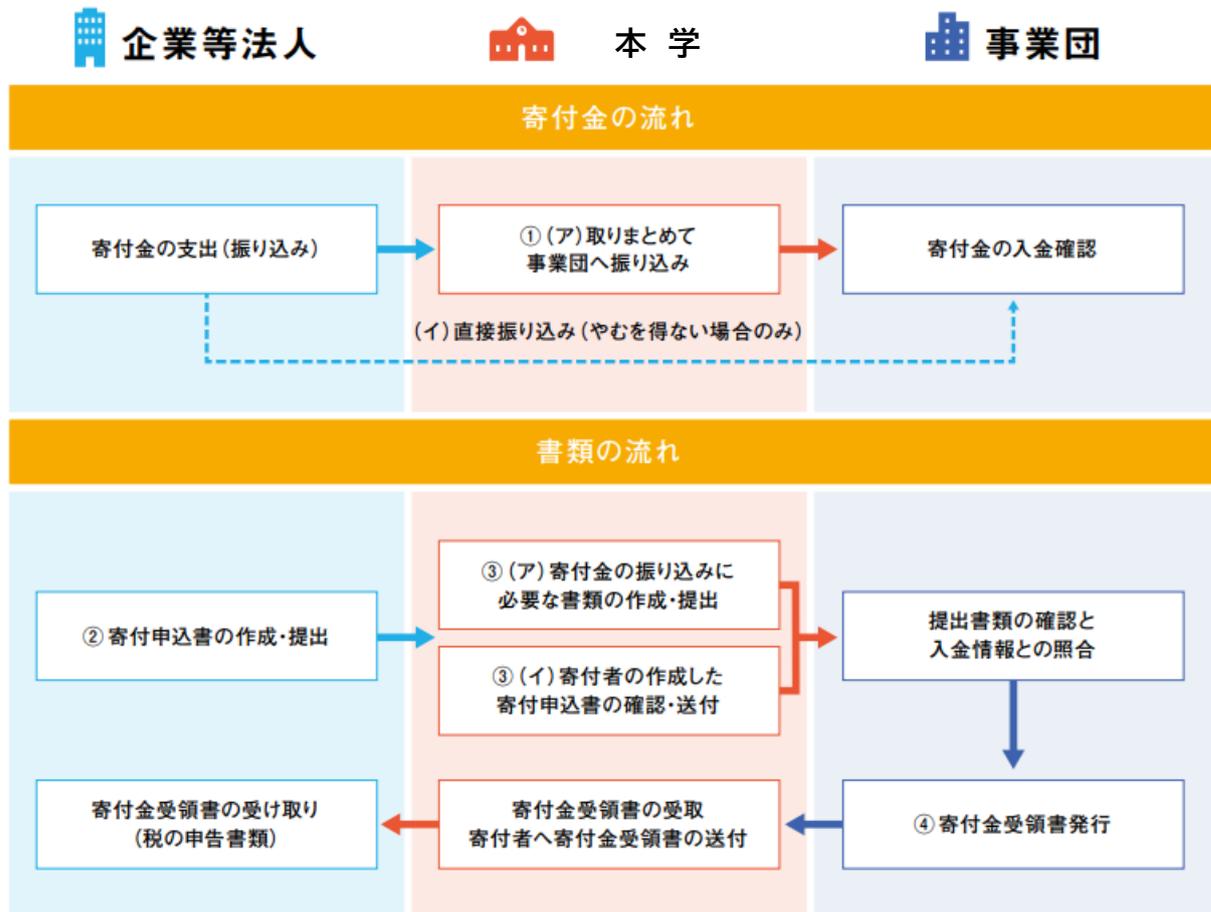
#### 【注意事項】

- ① 寄付者様からの寄付金の受領日（領収日）は、本学が私学事業団へ寄付金の振込を行った日、となります。寄付者様が本学へ寄付金をお振込みいただいた日とはなりませんので、決算期間近にお手続きされる場合には、事前にご相談ください。
- ② 寄付者様が本学へ振込してから「寄付金受領書」がお手元に届くまでに1~2か月程度の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。



## 受配者指定寄付金 お手続きの流れ



# 受配者指定寄付金 寄附申込書 記入例

(様式1-1)

## 寄 付 申 込 書

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第64条第4項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

令和 ○ 年 □ 月 × 日

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 殿

・申込書作成日です。  
・必ず記入してください。

・氏名の記入は不要です。

(寄付申込者)

〒 000 - 0000

住 所 東京都千代田区富士見  
○○-△△-□□

・「社名」は受領書の寄付者名になります。  
・押印は不要です。

電 話 番 号 01-2345-6789

社 名 私学事業団株式会社

・「代表者名」は法人寄付として確認できる方の氏名等の記入があるか確認してください。

代 表 者 名 代表取締役  
○ 山 ◇ 郎

・学校法人または事業団に寄付金を振り込む予定日を記入してください。  
・やむを得ず、寄付者が直接事業団に振り込む場合は、必ず振込日と一致させてください。

1 寄 付 金 の 額 金 123,456,789 円

2 寄 付 金 払 込 期 日 令和 ○ 年 △ 月 □ 日

3 指 定 学 校 法 人 東西学園

4 確 認 事 項

- ・当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。
  - ・税制上の不当な軽減を企図したものではありません。
  - ・子弟等の入学に関するものではありません。
  - ・反社会的勢力(※)との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。
- (※)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。

・受配者となる学校法人名の記入があるか確認してください。

(注) 学校法人を経由して提出してください。

寄付金受領書 見本

【寄付金受領書の見本】

発行番号 131999-00-1234号

寄付金受領書

(寄付者)

第一私学株式会社 殿

寄付金額

金500,000円

上記のとおり指定寄付金を受領しました。

ただし、学校法人 東西学園 を受配者とします。

令和〇〇年 9 月 30 日

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 ○ ○ ○ ○

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、財務大臣が指定した寄付金（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号第2号の2）で、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄付金です。

(注) 1. この寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金又は法人税の全額損金算入を認められる指定寄付金として財務大臣から指定されています。

2. 上記の措置を受けるために、確定申告にさいして、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保管してください。

税負担額について（受配者指定寄付金）

**【法人税の軽減額の計算例】**

例えば寄付金を2,000,000円支出した場合

●受配者指定寄付金

↓ 受配者指定寄付金は全額損金算入

課税所得額	( 20,000,000 - 2,000,000 )	=	18,000,000
法人税額	( 18,000,000 × 23.2% )	=	4,176,000

(注) 法人税の税率は、簡便化して普通法人の税率で計算しています。

●特定公益増進法人

↓ ① 特別損金算入限度額 + ② 一般損金算入限度額

課税所得額	( 20,000,000 - 1,250,000 )	=	18,750,000
法人税額	( 18,750,000 × 23.2% )	=	4,350,000

(注) 特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄付金の額に含める

受配者指定寄付金を利用する場合の方が、174,000円の節税効果がございます。

【参考：特定公益増進法人への寄付制度】

$$( \text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\% ) \times 1/2$$

**【寄付金の損金算入限度額の計算例】**

(金額単位:円)

①特別損金算入限度額

資本金	所得
( 200,000,000 × 0.375% + 20,000,000 × 6.25% ) × 50% =	1,000,000

②一般損金算入限度額

資本金	所得
( 200,000,000 × 0.25% + 20,000,000 × 2.50% ) × 25% =	250,000

(注)①、②とも所得の金額は、寄付金支出前の当期の所得金額です。